

大宜味村農業委員会だより (6 月号)

今月の各種申請締切は
6 月 12 日(月)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

4 月総会の結果報告 第 15 期第 32 回農業委員会総会 開催 4 月 25 日(火)

番号	議案	申請地域	結果	内容
90	3 条申請(2 月保留)	津波	可	農地売買の許可申請
96	利用権の設定	田嘉里・田港・津波	可	賃貸借権の設定
97	農業振興地域整備計画 の変更について(諮問)	津波	可	農用地から農業用施設用地へ 変更

平成 29 年度青年就農給付金事業に係る日程について 産業振興課より

青年就農給付金事業における要項・要領や受給要件について下記の日程で説明会を行います。給付希望の方は必ず参加して下さい。日程の都合等で参加出来ない場合は担当までご連絡下さい。

事業説明会：6 月 27 日(火) 午後 7 時～役場第二会議室(旧法務局)

説明会以降に予定している日程

第 1 期募集期間・・・・・・・・・・7 月 3 日から 7 月 28 日

新規就農認定審査会・・・・・・・・8 月 14 日から 8 月 18 日

給付認定審査会・・・・・・・・・・8 月 14 日から 8 月 18 日

給付決定通知(通知後に給付申請受付)・・8 月 21 日から 8 月 31 日

給付開始・・・・・・・・・・・・・9 月 1 日から 9 月 8 日

諸事情により日程が変更する場合がありますので詳細は担当までお問合わせ下さい。

担当 宮城利安 産業振興課農政係 0980-44-3232

イノシシ侵入防止柵(ワイヤーメッシュ)の整備事業について 産業振興課より

みだしの事業について平成 28 年度の実績の概要を報告をします。

1. 平成 28 年度の実績概要

受益者数 26 人、設置距離 10,494m、防止面積 70,000m²、事業金額 9,450,000 円
平成 29 年度についても事業を予定しています。詳細については担当までお問合わせ下さい。

担当 比嘉 一詞 産業振興課農政係 0980-44-3232

新規就農者の紹介 リマ・セイジさん(喜如嘉)

昨年 10 月に新規就農したリマ・セイジさん。
以前はミュージシャンとして県外各地で活動していました。
現在は 1,200 m²の畑にキャッサバ、ハーブ数種、島にんにくを栽培。今後の抱負は「一年中収穫が出来るようにして大宜味村といえはタピオカと言われるようにしたい」、「去年はイノシシに畑を荒らされがっかりした。とにかく芋がないと始まらないので今は毎日芋作りに専念しないと！と思っています。」

大宜味で収穫したキャッサバでのタピオカ粉 100%の生地での
サンドウィッチ作りを目指しています。



土壌分析を受けましょう！！ 北部農業改良普及課では初夏に「土壌分析週間」を設け分析を行います。土壌分析を依頼する方は **6 月 20 日**までに産業振興課までに申込下さい。

農業者年金のメリット 若い新規就農者には保険料の国庫補助あり！！

～最低保険料 2 万円の負担が困難な場合には国庫補助の仕組みがあります～

農業者年金の保険料は毎月 20,000 円から 67,000 円の間で、千円単位でいつでも変更することができます。しかし毎月 20,000 円以上の支払いには、若い新規就農者にとっては厳しいことが予想されます。そこで国庫補助を活用した支払い軽減の仕組みを紹介します。



- 要件 以下の要件をすべて満たす農業者が国庫補助を受けることができます。
60 歳までに保険料納付期間等が 20 年以上見込まれる（39 歳までに加入すること）
農業所得が 900 万円以下
認定農業者または認定新規就農者で青色申告者など(下表)を満たせば受けられます。

2. 保険料の国庫補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額 ()	
		35 歳未満	35 歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
3	区分 1 又は 2 の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3 年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3 割)	4,000 円 (2 割)
5	35 歳まで (25 歳未満の場合は 10 年以内) に区分 1 の者となることを約束した後継者	6,000 円 (3 割)	-

支払う保険料は月額 20,000 円で固定され、国庫補助額を引いた額となります。

国庫補助を受けることができる期間は、加入時の年齢が 35 歳以上であれば 10 年以内、35 歳未満であれば要件を満たしているすべての期間で、最長 20 年です。

詳しい話は農業委員会までお問合わせ下さい。電話 0980-44-3477



平成 28 年度の農地権利移動の実績について報告

農業委員会では農地の貸し借りや売買について農業委員会総会で審議しています。

平成 28 年度に行った許可決定の件数及び面積について報告します。

権利移動の内容	筆数	申請件数	面積 (m ²)
利用権の設定 (賃貸借・使用貸借)	37	30	79,550
農地法第 3 条 売買	9	7	17,265
農地法第 3 条 贈与	19	7	133,301
農地法第 3 条 貸借	1	1	4,772
農地法第 4 条 転用	1	1	144
農地法第 5 条 転用	2	2	574
農地法第 5 条 一時転用	14	13	9,165